

配置予定技術者の取扱いに関するガイドライン

平成 17 年 4 月 6 日 総務部長決裁
平成 19 年 4 月 1 日 一部改正
平成 19 年 5 月 23 日 一部改正
平成 22 年 4 月 28 日 一部改正
平成 31 年 2 月 28 日 一部改正
令和 2 年 4 月 1 日 一部改正
令和 3 年 3 月 31 日 一部改正
令和 5 年 12 月 25 日 一部改正

本ガイドラインは、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成 17 年 4 月 6 日管理者決裁。以下「一般競争要綱」という。）第 6 条第 7 号及び第 9 条第 3 号に基づき、競争入札参加申請時に提出を求める「配置予定技術者経歴書」に記載される監理技術者及び主任技術者（以下「技術者」という。）の事務取扱いについて定める。

1 用語の定義

本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

なお、次の各号に定めるものを除き、札幌市水道局工事施行規程(平成 4 年規程第 10 号)第 2 条各号に定める用語の定義を準用する。

- (1) 申請日 告示別表又は入札説明書に定める申請書等提出期限内に提出された申請書等の提出日をいう。
- (2) 着手日 契約書の着手年月日をいう。
- (3) 事前審査 一般競争要綱に基づく一般競争入札において、一般競争要綱第 10 条に規定する入札参加資格の確認を入札前に行うものをいう。
- (4) 事後審査 一般競争要綱に基づく一般競争入札において、一般競争要綱第 10 条に規定する入札参加資格の確認を入札後に行うものをいう。
- (5) 審査基準日 審査基準日は以下のとおりとする。
 - ア 事前審査にあつては、告示別表で定める申請書等提出期限日又は入札説明書で定める一般競争入札参加資格確認申請書類及び一般競争入札参加資格確認資料の提出期限日
 - イ 事後審査にあつては、告示別表で定める入札期間の最終日

2 技術者の雇用関係

工事については、審査基準日において 3 か月以上の直接的及び恒常的な雇用関係があること。また、設計等については、審査基準日において直接的及び恒常的な雇用関係があること。

3 申請時の技術者配置関係

- (1) 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日号外法律第 100 号）第 26 条第 3 項に定める技術者の専任を要する工事については、着手日において、技術者を専任で配置することを前提に、申請日において、同一の技術者をもって異なる複数の工事の配置予定技術者とする場合は、これを認める。
- (2) 申請日において他の工事に従事している技術者を、申請する工事の着手日の前日までに他の工事がしゅん功する見込であるとして、当該技術者を配置予定技術者として申請した場合は、これ

を認める。なお、当該技術者が現場代理人を兼務している場合は、申請する工事の着手日の前日までに他の工事が受渡しの見込であるとして、当該技術者を配置予定技術者として申請した場合は、これを認める。

- (3) 複数の技術者を配置予定技術者として申請し、着手日までに申請した技術者の中から配置技術者を指定することは、これを認める。

なお、この場合、配置する技術者を指定した旨、申出書（様式1）により提出すること。

4 申請日から着手日までの期間における配置予定技術者の変更

- (1) 申請日から着手日までの期間における配置予定技術者の変更は、原則としてこれを認めない。
- (2) 真にやむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等）により技術者の変更が必要となった場合は、新たに申請する技術者の「配置予定技術者経歴書」及び申請理由等を明記した申出書（様式2）を提出すること。

5 配置予定技術者を配置できない場合の取扱い

- (1) 事後審査による一般競争入札において、予定価格の制限の範囲内で入札し、かつ落札候補者とならなかった者（札幌市水道局工事等総合評価落札方式施行要綱（令和5年12月25日管理者決裁）第2条に定める総合評価落札方式の適用工事等のうち簡易確認方式を適用した工事等については、開札時点で審査順位2位以下の者を含み、また、札幌市水道局工事等最低制限価格運用要領（平成15年2月19日管理者決裁）第7条第1項の規定により落札者とならなかった者を除く。）が、当該入札の落札者が決定するまでの期間に、本市発注の他の工事等の入札において落札者又は落札候補者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、次順位者として札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領（平成19年3月30日総務部長決裁）第5条第3項に定める落札候補者となることのできない旨の申出書（様式3）を直ちに提出すること。
- (2) 事前審査による一般競争入札において、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札参加を辞退すること。
- (3) 真にやむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等）により配置予定技術者を配置できなくなった場合、落札候補者になることのできない理由を明記した申出書（様式4）を直ちに提出すること。なお、正当な理由なく配置予定技術者を配置できない場合、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領（平成14年5月8日管理者決裁）に基づき参加停止措置を行う。

6 国における監理技術者等運用規定の準用

本ガイドライン及び本市の関係規程に定めるものの他、配置予定技術者に関する取扱いについては、監理技術者制度運用マニュアルについて（平成16年3月1日国総建第315号）に定められている「監理技術者制度運用マニュアル」の取扱いに準ずる。

7 適用年月日

本ガイドラインは、令和6年1月19日以後に告示される工事等から適用する。